

事 務 連 絡  
平成 27 年 5 月 19 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課  
障害福祉課

「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3 (平成 27 年 5 月 19 日)」  
の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件につきまして、別添のとおり「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3 (平成 27 年 5 月 19 日)」を送付いたします。  
各自治体におかれましては、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

(留意点)

夜間支援等体制加算の算定方法に関する Q & A (問 3、問 4) について

本年 4 月より、共同生活援助に係る夜間支援等体制加算について、夜間支援体制の実態をより適切に評価する観点から、月単位でなく日単位で算定できるよう、また、宿泊型自立訓練に係る夜間支援等体制加算についても、共同生活援助に係る同加算を踏まえ見直しを行ったところですが、システム上の請求方法に関して一部疑義が生じていることから、その取扱方法について記載しておりますので、特にご留意願います。

本内容につきましては、国民健康保険中央会と調整済みであり、国民健康保険中央会を通じて、各国民健康保険団体連合会に周知する予定ですので御承知おきください。

【送付資料】

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q & A VOL. 3 (平成 27 年 5 月 19 日)

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課

(問 1、問 2) 福祉サービス係 (内線 3091)

(問 3、問 4) 地域移行支援係 (内線 3045)

TEL : 03-5253-1111

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (VOL. 3)  
(平成27年5月19日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービスにおける共通的事項・・・・・・・・・・2
2. 共同生活援助及び宿泊型自立訓練・・・・・・・・・・3

## 1. 障害福祉サービスにおける共通的事項

### 医療連携体制加算

(医療連携体制加算の算定の考え方①)

問1 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)は「医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者等に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合」加算されるものとなっているが、事業所等が看護職員を雇用して配置した場合は加算の対象となるのか。

(答)

- 事業所等が看護職員を雇用して医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象となる。ただし、この場合においても、医師の指示に基づいて行われる必要がある。

なお、基準上事業所に配置が求められている従業者のうち保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者が、医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象となるが、その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと。

(平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A VOL.2 (平21.4.30) 問1-3の一部改正)

(医療連携体制加算の算定の考え方②)

問2 事業所等に雇用された看護職員が当該事業所等の利用者に対し喀痰吸引等を行った場合、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)が算定されるのか、それとも医療連携体制加算(Ⅳ)が算定されるのか。

(答)

- 看護職員が喀痰吸引等を行った場合は、医療連携体制加算(Ⅳ)ではなく、医療連携体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する。ただし、この場合においても、1名の看護職員につき医療連携体制加算(Ⅱ)が算定できる利用者は8名までとし、1名の看護職員が8名を超える利用者に対し喀痰吸引等を行う場合は、8名を超える分の利用者については医療連携体制加算(Ⅳ)を算定すること。

なお、基準上事業所に配置が求められている従業者のうち保健師、看護師又は准看護師の資格を有する者が喀痰吸引等を行った際に、医療連携体制加算(Ⅱ)及び(Ⅳ)を算定する場合は、当該喀痰吸引等の業務のうち医療連携体制加算(Ⅱ)の算定に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数に含めることはできないが、医療連携体制加算(Ⅳ)の算定に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数に含めることができる。

## 2. 共同生活援助及び宿泊型自立訓練

### 夜間支援等体制加算

(夜間支援等体制加算の算定方法①)

問3 夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び夜間支援等体制加算（Ⅱ）については、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じた加算額が設定されているが、同一利用者について同じ月の中で異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することは可能か。

また、夜間支援等体制加算（Ⅰ）又は夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、都道府県知事に届け出ている夜間支援体制の内容に変更が生じ、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数が届け出ている数から変更となった場合の取扱い如何。

(答)

- あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で夜間支援等体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定し（例①）、また、夜間支援従事者の配置数の違いにより異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定する（例②）ことが可能である。

(例①) 夜間支援対象利用者数を5名として届け出ている共同生活住居の利用者A氏に対し、5月1日は1人の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、5月2日は1人の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合

5月1日：夜間支援対象利用者数5名の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定

5月2日：夜間支援対象利用者数5名の夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定

(例②) 夜間支援対象利用者数を8名として届け出ている共同生活住居の利用者B氏に対し、5月1日は1名の夜勤を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われ、5月2日は2名の宿直を行う夜間支援従事者により夜間支援が行われた場合

5月1日：夜間支援対象利用者数8名の夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定

5月2日：夜間支援対象利用者数4名の夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定

なお、(例②)の場合、国民健康保険団体連合会での事務点検においては、事業所台帳に登録されている夜間支援対象利用者数と異なる区分のサービスコードの請求に対して、「PB46（受付：台帳の夜間支援等体制加算対象利用者数と不一致の請求です）」の警告が発生するため、その際は市町村での審査において確認されたい。

※ 夜間支援対象利用者数は、現利用者数ではなく、前年度の平均利用者数等から算出する。また、複数の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合の夜間支援対象利用者数は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて算定する。

(例) 夜間支援対象利用者数を7名として届け出ている共同生活住居において、夜間支援従事者Aが5名、夜間支援従事者Bが2名を夜間支援している場合、A

の夜間支援を受けた利用者は5名の夜間支援等体制加算を算定し、Bの夜間支援を受けた利用者は2名以下の夜間支援等体制加算を算定する。（留意事項「夜間支援等体制加算の取扱い」参照のこと。）

また、入居定員又は夜間支援従事者の配置数の変更などによって、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制の内容に変更が生じた場合には、速やかに都道府県知事へ変更を届け出るものとし、その届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、新たに届出がなされた夜間支援体制に基づく報酬単価を適用する。

なお、入居定員を変更する場合は、前年度の平均利用者数に定員の変更分の90%を加えたものを当該年度の夜間支援対象利用者数とする。

また、夜間支援等体制加算の条件を満たさなくなった場合のほか、単に夜間支援従事者を夜勤から宿直に変更する場合や夜間支援従事者の数を減らす等により同一月内において算定される単位数が減少する夜間支援体制の内容の変更の場合（同一月内において算定される単位数が増加する日及び減少する日が混在する場合は除く。）には、当該日より、加算を算定しない又は減少することとする。

（平成26年度障害福祉サービス等制度改正に関するQ&A（平26.4.9）問20の一部改正）

（夜間支援等体制加算の算定方法②）

問4 日単位で、異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を請求する場合、システム上どのように請求すればよいか。

（答）

- 国民健康保険中央会より提供されている簡易入力システムを使用している事業所では、別添の手順により請求することが可能であるため参照されたい。なお、当該簡易入力システム以外のシステムを使用している場合は、システムによって仕組みが異なるため、当該システムの販売元に確認されたい。

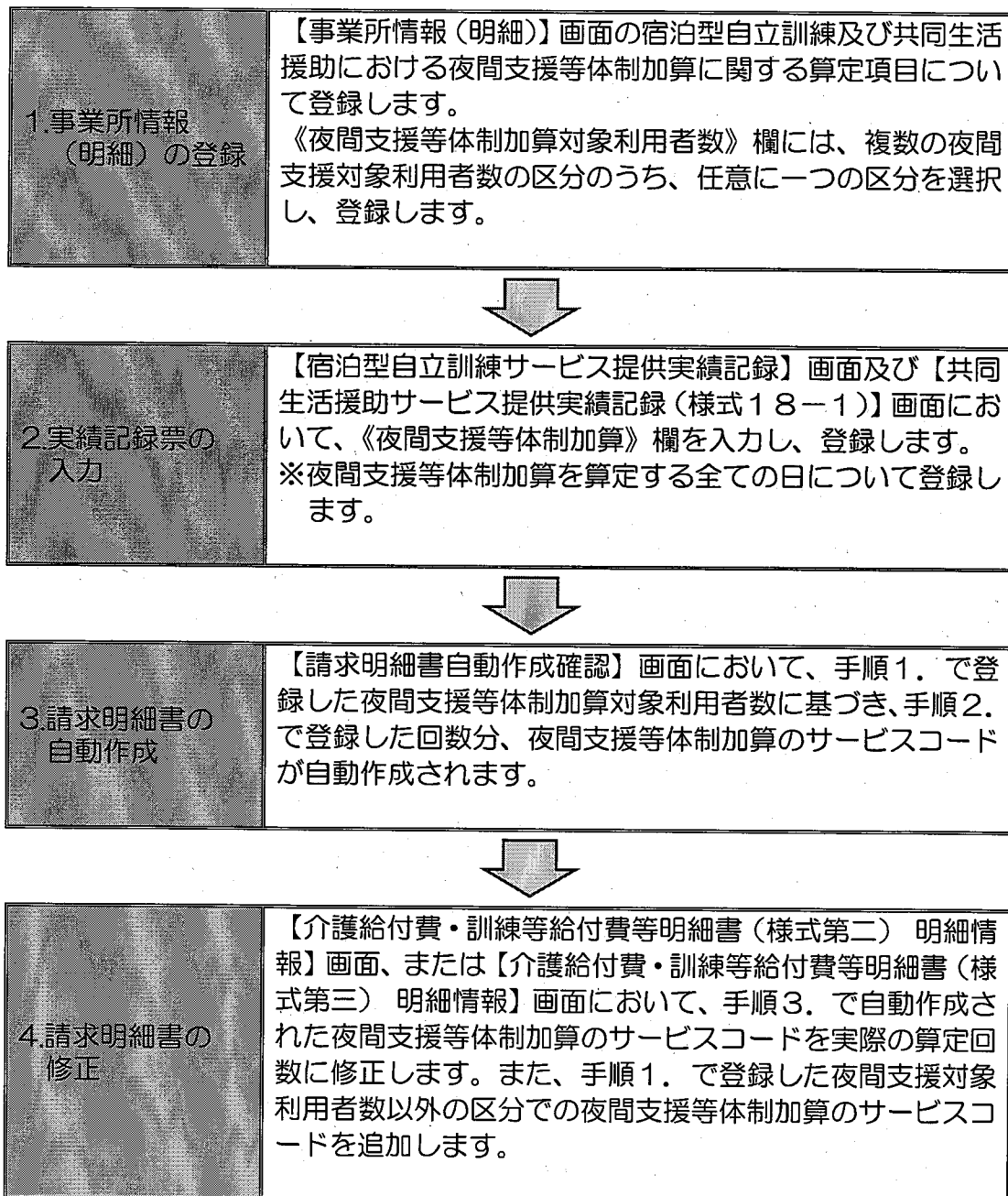
※ 国民健康保険中央会が提供している簡易入力システムについては、平成27年6月末をめどに再改修を行うこととしており、再改修後の簡易入力システムでは別添の手順によらなくても自動的に適切な請求が可能となる予定である。

再改修後の簡易入力システムは改修が済み次第、同中央会から提供され、7月の報酬請求時から利用可能となる見込みなのでご留意願いたい。

## 日単位で夜間支援等体制加算対象利用者数が異なる場合の請求手順について

宿泊型自立訓練及び共同生活援助における夜間支援等体制加算について、日単位で異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を請求する場合、簡易入力システム（障害福祉サービス）においては請求明細書を自動作成後、請求明細書入力画面でサービスコードを修正することで請求が可能です。

簡易入力システム（障害福祉サービス）での手順は、以下の通りです。



以下の内容を算定する場合について、共同生活援助を例に説明します。  
(宿泊型自立訓練についても同様となります。)

前年度平均利用者数：10人

| No | 日付 | 夜間支援等体制加算区分 | 職員数  | 夜間支援等体制加算<br>対象利用者数 |
|----|----|-------------|------|---------------------|
| 1  | 6日 | I           | 夜勤2人 | 5人                  |
| 2  | 7日 | I           | 夜勤1人 | 8人以上10人以下           |
| 3  | 8日 | II          | 宿直1人 | 8人以上10人以下           |

1. 【事業所情報(明細)】画面の共同生活援助における算定項目について、《変更年月日》欄が平成27年4月1日以降で《夜間支援等体制加算》欄及び《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄を入力し、登録します。

《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄には、複数の夜間支援対象利用者数の区分のうち、任意に一つの区分を選択し、登録します。

ここでは、《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄を[5人]として登録した場合の例を掲載しています。

※すでに平成27年4月1日以降の情報を登録済みの場合、この手順は不要です。

#### 【事業所情報(明細)】画面

事業所情報(明細)画面のスクリーンショット。画面には、事業所名、事業所種別、サービス種類、共同生活援助などの入力欄があり、登録ボタン、戻るボタン、明細追加、明細修正、明細削除、明細クリアの操作ボタンが並んでいる。下部には、夜間支援等体制加算区分の表があり、No.、サービス提供単位番号、変更年月日、区分の列がある。表には5つの登録データがあり、サービス提供単位番号はすべて000、変更年月日は平成27年04月01日、区分は変更または新規となっている。また、夜間支援等体制加算対象利用者数の欄に5人と入力されている。右下の注釈ボックスには、「《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄には、複数の夜間支援等体制加算対象利用者数の区分のうち、任意に一つの区分を選択します。」と記載されている。

2. 【共同生活援助サービス提供実績記録（様式18-1）】画面の《夜間支援等体制加算》欄について、[1]、または[2]を入力し、登録します。

【共同生活援助サービス提供実績記録（様式18-1）】画面

共同生活援助サービス提供実績記録（様式18-1）

提供年月: 平成 27 年 4 月 分 事業所名: 請求事業所B 基本情報入力内容確認

受給者証番号: 999999999 7 国保 太郎 市町村名: 国保市

入居日: 平成 年 月 日

自立生活支援加算: 入居中算定日: 平成 年 月 日 退居日: 平成 年 月 日  
退居後算定日: 平成 年 月 日

合計

| 夜間支援等<br>体制加算 | 入院時支援特別加算 | 帰宅時支援加算 | 日中支援加算 |
|---------------|-----------|---------|--------|
| 提供回数          | 算定回数      | 提供回数    | 算定回数   |
| 3 回           | 回         | 回       | 回      |

個別支援計画作成の有無: [有り]

☐ 長期入院時支援特別加算を算定する  
☐ 長期帰宅時支援加算を算定する

※夜間支援等体制加算には、加算する場合「1」～「3」を入力してください。  
日中支援加算には、加算する場合「1」または「2」を入力してください。  
その他の各種加算項目には、加算する場合「1」を入力してください。

コピー 貼り付け

| 日付     | サービス提供状況 | 夜間支援等<br>体制加算 | 入院時支援特別加算 | 帰宅時支援加算 | 自立生活<br>支援加算 | 日中支援加算 | サービス<br>利用区分 | 備考 |
|--------|----------|---------------|-----------|---------|--------------|--------|--------------|----|
| 01日(水) |          |               |           |         |              |        |              |    |
| 02日(木) |          |               |           |         |              |        |              |    |
| 03日(金) |          |               |           |         |              |        |              |    |
| 04日(土) |          |               |           |         |              |        |              |    |
| 05日(日) |          |               |           |         |              |        |              |    |
| 06日(月) |          | 1             |           |         |              |        |              |    |
| 07日(火) |          | 1             |           |         |              |        |              |    |
| 08日(水) |          | 2             |           |         |              |        |              |    |
| 09日(木) |          |               |           |         |              |        |              |    |

夜間支援等体制加算を算定する場合、[1]、または[2]を入力し、登録します。

3. 【事業所情報（明細）】画面での登録内容及び【共同生活援助サービス提供実績記録（様式18-1）】画面で入力された内容に基づき、サービスコードが自動作成されます。

この例では、夜間支援等体制加算Ⅰ及び夜間支援等体制加算Ⅱについて、【事業所情報（明細）】画面の《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄に登録した[5人]に該当するサービスコードが自動作成されます。

【請求明細書自動作成確認】画面

請求明細書自動作成確認

サービス開始日時等

| サービス種別 | 開始年月日           | 終了年月日    |
|--------|-----------------|----------|
| 33     | 平成 27 年 2 月 5 日 | 平成 年 月 日 |
|        | 平成 年 月 日        | 平成 年 月 日 |

自動作成されるサービス

現在の入力内容で自動作成される請求明細書(明細情報)の内容です。

| No. | サービス内容         | サービスコード | 単位数   | 回数  | サービス単位数 | 摘要 |
|-----|----------------|---------|-------|-----|---------|----|
| 1   | 生活援助Ⅱ          | 931461  | 211単位 | 30回 | 6,330単位 |    |
| 2   | 生援夜間支援等体制加算Ⅰ 4 | 935621  | 269単位 | 2回  | 538単位   |    |
| 3   | 生援夜間支援等体制加算Ⅱ 2 | 935631  | 90単位  | 1回  | 90単位    |    |
| 4   | 生援夜間支援等体制加算Ⅱ   | 935667  | 209単位 | 1回  | 209単位   |    |

手順1. で登録した《夜間支援等体制加算対象利用者数》欄及び手順2. で登録した《夜間支援等体制加算》欄の入力内容に基づき、夜間支援等体制加算が自動作成されます。

背景色が水色の箇所は入力が可能です

明細書作成 キャンセル

開始年月日を入力します s20150420015 v2.18.0



## 4. 請求明細書入力画面でサービスコードの修正及び追加を行い、登録します。

- ・No1.夜間支援等体制加算Ⅰ・夜間支援等体制加算対象利用者数が5人のサービスコードの回数を2回から1回に修正する。(6日の算定分)
- ・夜間支援等体制加算Ⅰ・夜間支援等体制加算対象利用者数が8人以上10人以下のサービスコードを追加する。(7日の算定分)
- ・No2. 夜間支援等体制加算Ⅱ・夜間支援等体制加算対象利用者数が5人のサービスコードを夜間支援等体制加算Ⅱ・夜間支援等体制加算対象利用者数が8人以上10人以下のサービスコードに修正する。(8日の算定分)

| No | 請求明細書自動作成時の登録内容 |    | 修正及び追加後の登録内容 |    |
|----|-----------------|----|--------------|----|
|    | サービスコード         | 回数 | サービスコード      | 回数 |
| 1  | 夜間支援等体制加算Ⅰ 4    | 2回 | 夜間支援等体制加算Ⅰ 4 | 1回 |
|    |                 |    | 夜間支援等体制加算Ⅰ 7 | 1回 |
| 2  | 夜間支援等体制加算Ⅱ 2    | 1回 | 夜間支援等体制加算Ⅱ 5 | 1回 |

## 【介護給付費・訓練等給付費等明細書（様式第三） 明細情報】画面

介護福祉サービス提供費支払システム（標準入力） - 介護給付費・訓練等給付費等明細書入力（様式第三）

ファイル(F) バージョン(V) ヘルプ(H)

訓練等給付費等明細書(様式第三) 明細情報

提供年月: 平成 27 年 4 月分 事業所名: 請求事業所B  
 受給者証番号: 0909090909 国保: 太郎 障害児氏名: 市町村名: 国保市  
 助成自治体番号: 地域区分: 20 その他:

利用者負担上限月額: 97,200円 利用者負担上限額: 指定事業所番号: 管理結果: 管理結果額: 円  
 障害支援区分: 区分2 管理事業所:

日中活動先事業所: 指定事業所番号: 当該事業所への通所日数: 日

給付費明細

No.: 6 サービスコード: ? 単位数: 単位: 回数: 回 サービス単位数: 単位:

摘要:

| 選択 | No. | サービス内容         | サービスコード | 単位数 | 回数  | サービス単位数 | 摘要 |
|----|-----|----------------|---------|-----|-----|---------|----|
|    | 1   | 生活援助Ⅱ          | 331461  | 211 | 30回 | 6,330   |    |
|    | 2   | 生援夜間支援等体制加算Ⅰ 4 | 335821  | 269 | 1回  | 269     |    |
|    | 3   | 生援夜間支援等体制加算Ⅰ 7 | 335824  | 149 | 1回  | 149     |    |
|    | 4   | 生援夜間支援等体制加算Ⅱ 5 | 335834  | 50  | 1回  | 50      |    |
|    | 5   | 生援処遇改善加算Ⅱ      | 336857  | 204 | 1回  | 204     |    |

請求明細書自動作成で作成された夜間支援等体制加算のサービスコードについて、日単位の夜間支援等体制加算対象利用者数に応じたサービスコードに修正します。

情報照会  
登録  
クリア  
削除  
戻る  
集計へ(3/4)  
日数へ(1/4)  
合計へ(4/4)  
明細追加  
明細修正  
明細削除

※請求明細書入力画面でサービスコードを修正後、再度請求明細書自動作成を行った場合、修正したサービスコードが元の登録内容に戻ってしまうため、再度請求明細書入力画面で修正を行ってください。